

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		
給 料	△196,425	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分	78,049	
		その他の増減分	△274,474	
職 員 手 当	373,240	扶 養 手 当	制度改正に伴う増減分	
			その他の増減分	△205
		地 域 手 当	制度改正に伴う増減分	
			その他の増減分	△1,247
		管 理 職 手 当	制度改正に伴う増減分	
			その他の増減分	△513
		住 居 手 当	制度改正に伴う増減分	
			その他の増減分	3,983
		期 末 勤 勉 手 当	制度改正に伴う増減分	41,205
			その他の増減分	3,179
		退 職 手 当	制度改正に伴う増減分	
			その他の増減分	391,919
		時 間 外 手 当	制度改正に伴う増減分	
			その他の増減分	△60,617
		そ の 他	制度改正に伴う増減分	
			その他の増減分	△4,464

(単位：千円)

説 明	備 考
平均昇給率 1.906%	
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	
年間支給月数の改定によるもの	4. 40月⇒4. 50月 (正規職員) 2. 30月⇒2. 35月 (再任用職員)
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	
職員の変動等によるもの	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分		一般行政職	技能労務職	備 考
平成30年1月1日 現在	平均給料月額	331,110	350,761	
	平均給与月額	435,767	420,958	
	平均年齢	43歳3ヶ月	51歳6ヶ月	
区 分		一般行政職	技能労務職	備 考
平成29年1月1日 現在	平均給料月額	330,463	348,127	
	平均給与月額	437,433	424,904	
	平均年齢	43歳2ヶ月	51歳1ヶ月	

## イ 初任給(平成30年1月1日現在)

(単位：円)

区 分	日 野 市		国	
	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職
大 学 卒	(1-29) 182,700	—	I種 183,700 II種 179,200	—
高 校 卒	(1-5) 144,600	(1-17) 142,000	III種 147,100	144,500

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成30年1月1日 現在	5 級	( 2 ) 16	( 3.9 ) 2.8		( )	( )
	4 級	( 5 ) 101	( 9.6 ) 17.7		( )	( )
	3 級	( 2 ) 115	( 3.9 ) 20.2	3 級	( ) 56	( ) 57.1
	2 級	( 22 ) 159	( 42.3 ) 27.9	2 級	( 5 ) 19	( 38.5 ) 19.4
	1 級	( 21 ) 179	( 40.3 ) 31.4	1 級	( 8 ) 23	( 61.5 ) 23.5
	計	( 52 ) 570	( 100.0 ) 100.0	計	( 13 ) 98	( 100.0 ) 100.0
平成29年1月1日 現在	5 級	( 2 ) 15	( 3.8 ) 2.6		( )	( )
	4 級	( 3 ) 99	( 5.8 ) 17.3		( )	( )
	3 級	( 3 ) 109	( 5.8 ) 19.1	3 級	( ) 58	( ) 56.3
	2 級	( 14 ) 170	( 26.9 ) 29.8	2 級	( 1 ) 24	( 11.1 ) 23.3
	1 級	( 30 ) 178	( 57.7 ) 31.2	1 級	( 8 ) 21	( 88.9 ) 20.4
	計	( 52 ) 571	( 100.0 ) 100.0	計	( 9 ) 103	( 100.0 ) 100.0

備考 ( )内は、再任用職員数

(級別の標準的な職務内容)

区 分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一般行政職	部長の職務	1. 課長の職務 2. 課長補佐の 職務	係長の職務	主任の職務	主事の職務
技能労務職	—	—	業務主任長の 職務	業務主任の 職務	主事の職務

エ 昇給

区 分		平成 30 年 1 月 1 日現在 (平成 29 年度昇給)			平成 29 年 1 月 1 日 現在
		管理職	管理職以外	合 計	
職員数 (A) (人)		137	817	954	962
昇給に係る職員数 (B) (人)		89	692	781	860
号給数別内訳	6号給 (人)	4	1	5	1
	5号給 (人)	20	46	66	2
	4号給 (人)	62	600	662	737
	1～3号給 (人)	3	45	48	120
比率 (B) / (A) (%)		65.0	84.7	81.9	89.4

オ 期末、勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	( 1.100) 2.175	( 1.250) 2.325	( 2.35) 4.50	有	
前 年 度	( 1.075) 2.125	( 1.225) 2.275	( 2.30) 4.40	有	
国の制度	( 1.075) 2.125	( 1.225) 2.275	( 2.30) 4.40	有	

備考 ( ) 内は、再任用職員の支給率

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等
支 給 率 等	23.0	30.5	43.0	43.0	調整額 (職責加算)
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	調整額 (職責加算)

キ 地域手当

支給対象地域	日 野 市	国
支給率	(給料+扶養手当+管理職手当) × 16.0%	全国地域を7つの支給区分で指定し、20%を上限として支給
支給対象職員数	967人	

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率(%)	0.001	0	0.007
支給対象職員の比率(%) (平成30年1月1日現在)	0.3	0	2.0
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	危険作業手当、有害物等取扱手当		

ケ その他の手当

区 分	日 野 市	国
扶 養 手 当	配偶者（管理職） 3,000円	配偶者 6,500円
	配偶者（係長以下） 6,000円	
	子 9,000円	子 10,000円
	子（特定期間） 13,000円	子（特定期間） 15,000円
	父母等（管理職） 3,000円	父母等 6,500円
	父母等（係長以下） 6,000円	
住 居 手 当	35歳未満で借家・借間に居住する世帯主に支給 15,000円	借家の場合最高 27,000円限度
通 勤 手 当	片道2km以上の場合で交通用具利用者、距離数により4,200円～21,600円支給  交通機関利用者 6箇月定期券等の価額により支給	片道2km以上の場合で交通用具利用者、距離数により2,000円～31,600円支給  交通機関利用者 6箇月定期券等の価額により支給